

第4章 具体的な施策の展開

1 “するスポーツ”の推進

【重点分野】

- (1) 子どもが楽しめるスポーツの推進
- (2) 成人が楽しめるスポーツの推進
- (3) 高齢者が楽しめるスポーツの推進
- (4) 障がい者が楽しめるスポーツの推進

【分野ごとのテーマ】

(1) 子どもが楽しめるスポーツの推進

- ①子どもが気軽にスポーツを楽しむことができる機会を整える。
- ②親と子が一緒にスポーツを楽しむことができる機会を整える。
- ③子どもがスポーツを嫌いにならない仕組みを創出する。

(2) 成人が楽しめるスポーツの推進

- ①働き盛り世代が気軽にスポーツを楽しむことができる機会を整える。
- ②子育て世代が気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整える。
- ③性別に関係なく誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる機会を整える。
- ④インクルーシブスポーツの推進に取り組み、誰もが等しくスポーツを楽しむことができる機会を整える。

(3) 高齢者が楽しめるスポーツの推進

- ①高齢者が気軽にスポーツを楽しむことができる機会を整える。
- ②高齢者が世代を超えて交流しながら一緒にスポーツを楽しむことができる機会を整える。

(4) 障がい者が楽しめるスポーツの推進

- ①障がい者が気軽にスポーツを楽しむことができる機会を整える。
- ②障がい者にとって利便性が良く、安心して使うことができる環境を整える。
- ③ノーマライゼーションの観点から障がい者と健常者がスポーツで交流することができる機会と環境を整える。

【具体的な取り組み】

重点分野	分野ごとのテーマ		取組内容	今後の方向性
子どもが楽しめるスポーツの推進	①	子どもが気軽にスポーツを楽しむことができる機会を調整	子どもを主体としたスポーツ関連イベントについて、市のホームページや広報を活用した情報発信を進める。	維持
	②	親と子と一緒にスポーツを楽しむことができる機会を調整	「ファミリースポーツのつどい」や「新体力テスト」に親子で参加してもらえるように啓発していく。	維持
	③	子どもがスポーツを嫌いにならない仕組みを創出	市主催イベントにおいて、レベルを問わず行える視点を重視したプログラムの検討など、スポーツを楽しむ仕組みづくりを進める。	維持
成人が楽しめるスポーツの推進	①	働き盛り世代が気軽にスポーツを楽しむことができる機会を調整	体育館・青少年センターのトレーニング室や海浜公園屋内プールなどの比較的遅い時間まで営業している施設を案内していく。	拡大
	②	子育て世代が気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整備	「ファミリースポーツのつどい」や「新体力テスト」に親子で参加してもらえるように啓発していく。	維持
	③	性別に関係なく誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる機会を調整	年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しめるスポーツであるインクルーシブスポーツ [*] の普及に取り組んでいく。	新規
	④	インクルーシブスポーツの推進に取り組み、誰もが等しくスポーツを楽しむことができる機会を調整	「ボッチャ」・「モルック」などの普及に取り組んでいく。	新規
高齢者が楽しめるスポーツの推進	①	高齢者が気軽にスポーツを楽しむことができる機会を調整	「出前講座」の貯筋運動やラジオ体操講習会を地域に出向いて実施していく。	維持
	②	高齢者が世代を超えて交流しながら一緒にスポーツを楽しむことができる機会を調整	世代を超えて、誰もが参加できる「ラジオ体操」を見直し、指導者の研修会や市民を対象とした講習会を行うなどして、充実を図り推進する。	拡大
障がい者が楽しめるスポーツの推進	①	障がい者が気軽にスポーツを楽しむことができる機会を調整	障がいの種類や程度等、障がいの特性に合わせて楽しめるスポーツの啓発に取り組んでいく。	拡大
	②	障がい者にとって利便性が良く、安心して使うことができる環境を整備	既存のスポーツ施設のバリアフリー化を目指していく。	維持
	③	ノーマライゼーションの観点から障がい者と健常者がスポーツで交流することができる機会と環境を整備	「しょうがい者とのスポーツ交流ひろば」の普及啓発に取り組んでいく。	維持

※インクルーシブスポーツ

インクルーシブは、「すべてを包括する、包み込む」を意味する言葉。障害の有無だけでなく、性別、年齢、国籍や宗教、文化などの多様性（ダイバーシティ）を認め合い、誰もが一緒に楽しめるスポーツのこと。

対してパラスポーツは、身体機能や知的発育などに障がいがある人が行うスポーツで、広く障がい者スポーツを表す言葉。



インクルーシブスポーツとしてモルックを楽しむ様子
モルック（棒）を交互に投げて、番号の書いたピンを倒し点数を競ったりして遊びます。
(出典：公園からの健康づくりネット)

2 “みるスポーツ”の推進

【重点分野】

- (1) みるスポーツ環境の整備
- (2) みるスポーツ文化の充実
- (3) みるスポーツ施設の充実
- (4) トップアスリートや兵庫県内のスポーツチームとの連携強化

【分野ごとのテーマ】

(1) みるスポーツ環境の整備

- ①する人だけでなく、見る人も楽しく居心地の良い環境を整えたイベントの実施を推進する。
- ②兵庫県内のスポーツチームと連携し、市民が気軽にスポーツを観ることができ機会を創出する。

(2) みるスポーツ文化の充実

- ①芦屋ゆかりのスポーツ人物像の充実を図る。
- ②プロ・ 아마チュア問わず芦屋市内で開催されるスポーツ大会・競技会の情報を周知する仕組み作りを研究していく。

(3) みるスポーツ施設の充実

- ①既存のスポーツ施設のバリアフリー化を目指す。
- ②新規のスポーツ施設のユニバーサルデザインを目指す。

(4) トップアスリートや兵庫県内のスポーツチームとの連携強化

- ①トップアスリートと直接触れ合うことができるイベントの実施に取り組む。
- ②兵庫県内のスポーツチームと協働し参加型の楽しめるイベントの実施に取り組む。

【具体的な取り組み】

重点分野	分野ごとのテーマ		取組内容	今後の方向性
みるスポーツ 環境の整備	①	する人だけでなく、みる人も楽しく居心地の良い環境を整えたイベントの実施を推進	市が主催するイベントにおいて参加者が楽しむことはもちろんのこと、見学者も楽しく居心地が良いイベントを実施していく。	拡大
	②	兵庫県内のスポーツチームと連携し、市民が気軽にスポーツを観ることができる機会を創出	兵庫県内のプロスポーツチームに芦屋市民優待デーの開催を打診していく。	新規
みるスポーツ 文化の充実	①	芦屋ゆかりのスポーツ人物像の充実	芦屋市にゆかりがあるスポーツ関係者の掘り起こしに取り組み、市HPの芦屋ゆかりのスポーツ人物像のページを充実していく。	拡大
	②	プロ・アマチュア問わず芦屋市内で開催されるスポーツ大会・競技会の情報を周知する仕組み作りを研究	各種スポーツ団体や中体連、高体連、学連から情報提供を受け、広く市民に周知する仕組みを研究していく。	維持
みるスポーツ 施設の充実	①	既存のスポーツ施設のバリアフリー化	既存のスポーツ施設のバリアフリー化を目指していく。	維持
	②	新規のスポーツ施設のユニバーサルデザイン化	新規の施設のユニバーサルデザイン化を目指していく。	新規
トップアスリートや 兵庫県内のスポーツ チームとの連携強化	①	トップアスリートと直接触れ合うことができるイベントの実施	兵庫県内のプロスポーツチームや関西広域連合と協力してイベントを開催していく。	新規
	②	兵庫県内のスポーツチームと協働し参加型の楽しめるイベントの実施	兵庫県内のプロスポーツチームに参加型のイベントの開催を打診していく。	新規

3 “ささえるスポーツ”の推進

【重点分野】

- (1) スポーツリーダー・スポーツ指導者の発掘と育成
- (2) スポーツボランティアの発掘と育成
- (3) 学校・地域との連携・協働の推進
- (4) 地域のスポーツ団体のガバナンス強化

【分野ごとのテーマ】

(1) スポーツリーダー・スポーツ指導者の発掘と育成

- ①スポーツリーダー認定講習会の啓発活動を行い、新たなリーダーを発掘していく。
- ②誰でも気軽にスポーツリーダー・スポーツ指導者として活躍できる仕組みを研究していく。
- ③スポーツリーダーやスポーツ指導者に必要な指導法・体罰・ハラスメントに関する研修を積極的に受けていくように啓発していく。
- ④女性がスポーツ指導者やスポーツ団体の役員に登用されるよう啓発していく。

(2) スポーツボランティアの発掘と育成

- ①スポーツボランティアの啓発活動を行い、新たなボランティアを発掘していく。
- ②誰でも気軽にスポーツボランティアとして活躍できる仕組みを研究していく。

(3) 学校・地域との連携・協働の推進

- ①官学連携を活用し、市民のニーズにマッチしたイベントを開催していく。
- ②市内の小学生・中学生を対象としたパラスポーツやインクルーシブスポーツの啓発活動を行う仕組みを研究していく。
- ③スポーツ庁が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、学校部活動の地域連携等、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について協議し、地域連携及び移行を実施していく。

(4) 地域のスポーツ団体のガバナンス強化

- ①市民に最も近い受け皿である地域のスポーツ団体が継続的に活動できるよう、組織の公平性や透明性を高められるように支援していく。
- ②市民が気軽に地域のスポーツ団体の活動に参加できるような仕組み作りを研究していく。
- ③地域のスポーツ団体は、市民にとってハラスメントに関する最初の相談窓口となる可能性があるので、適切な対応が取れるように支援していく。

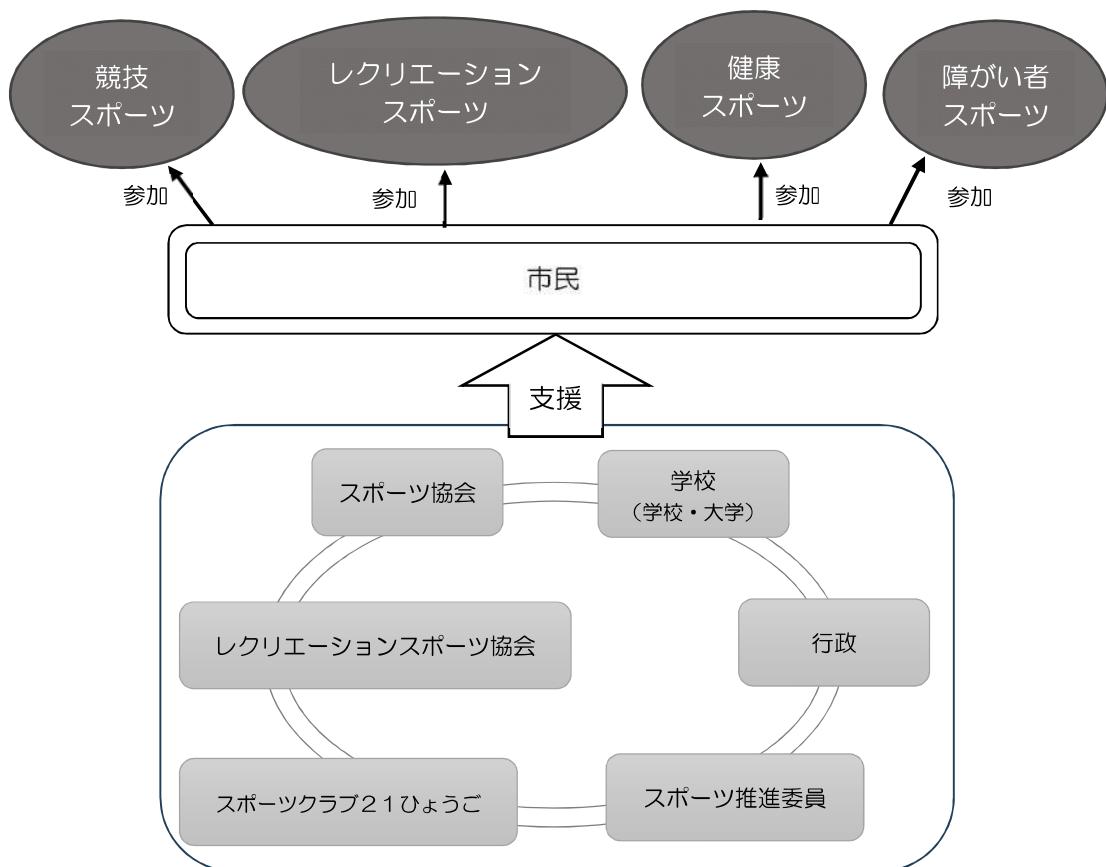
【具体的な取り組み】

重点分野	分野ごとのテーマ		取組内容	今後の方向性
スポーツリーダー・スポーツ指導者の発掘と育成	①	スポーツリーダー認定講習会の啓発活動を行い、新たなリーダーを発掘	「スポーツリーダー認定講習会」を広く市民に知ってもらえるよう啓発に取り組み、受講者を増やすことにより新たなリーダーの発掘をしていく。	維持
	②	誰でも気軽にスポーツリーダー・スポーツ指導者として活躍できる仕組みを研究	誰もが気軽にスポーツリーダーやスポーツ指導者として活躍できる仕組みになると考えられるスポーツ人材バンクの設置を研究していく。	新規
	③	スポーツリーダーやスポーツ指導者に必要な指導法・体罰・ハラスメントに関する研修を積極的に受けていくように啓発	スポーツリーダーやスポーツ指導者のスキルや知識に関するアップデートが必要不可欠であるため、資格取得や研修参加を促していく。	拡大
	④	女性がスポーツ指導者やスポーツ団体の役員に登用されるよう啓発	女性のスポーツ指導者や団体役員への登用が図られるように働きかけていく。	維持
スポーツボランティアの発掘と育成	①	スポーツボランティアの啓発活動を行い、新たなボランティアを発掘	新たなボランティアの発掘や市内の高校生にボランティアに戻ってもらうために啓発活動を行っていく。	維持
	②	誰でも気軽にスポーツボランティアとして活躍できる仕組みを研究	誰もが気軽にスポーツボランティアとして活躍できるための仕組みとなると考えられるスポーツ人材バンクの設置や有償化を研究していく。	新規
学校・地域等との連携・協働の推進	①	多様な主体との協力、連携によるスポーツ推進体制の確立	県や大学、企業、地域等の所有する施設などの活用やイベントの共催、情報共有など、市民へのスポーツの機会提供の一元化体制を確立する。	維持
	①	官学連携を活用し、市民のニーズにマッチしたイベントを開催	芦屋大学・芦屋学園と官学連携で実施している「春のファミリースポーツのつどい」を更に充実させていく。	拡大
	②	市内の小学生・中学生を対象としたパラスポーツやインクルーシブスポーツの啓発活動を行う仕組みを研究	夏休み期間に小・中学生を対象としたパラスポーツやインクルーシブスポーツの体験会を実施していくように研究していく。	新規
	③	スポーツ庁が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、中学校部活動の地域連携等、中学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について協議し、地域連携及び移行を実施していく。	中学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について協議し、地域連携及び移行を実施していく。	拡大
地域のスポーツ団体のガバナンス強化	①	地域のスポーツ団体が継続的に活動できるよう、組織の公平性や透明性を高められるように支援	地域のスポーツ団体の運営や会計に不備等が無いように日頃から団体との連携を密にしておく。	維持
	②	市民が気軽に地域のスポーツ団体の活動に参加できるような仕組み作りを研究	市民が気軽に地域のスポーツ活動に参加できるような仕組み作りを地域のスポーツ団体と協力して研究していく。	維持
	③	地域のスポーツ団体は、市民にとってハラスメントに関する最初の相談窓口となる可能性があるので、適切な対応が取れるように支援	各種スポーツ団体のハラスメント相談窓口を把握しておくとともに、行政においても法務コンプライアンス課と連携しておく。	新規

第5章 今後の推進に向けて

1 芦屋市におけるスポーツ推進体制

各種スポーツ団体、学校・大学、行政等における連携・協働によりスポーツ施策を推進していきます。

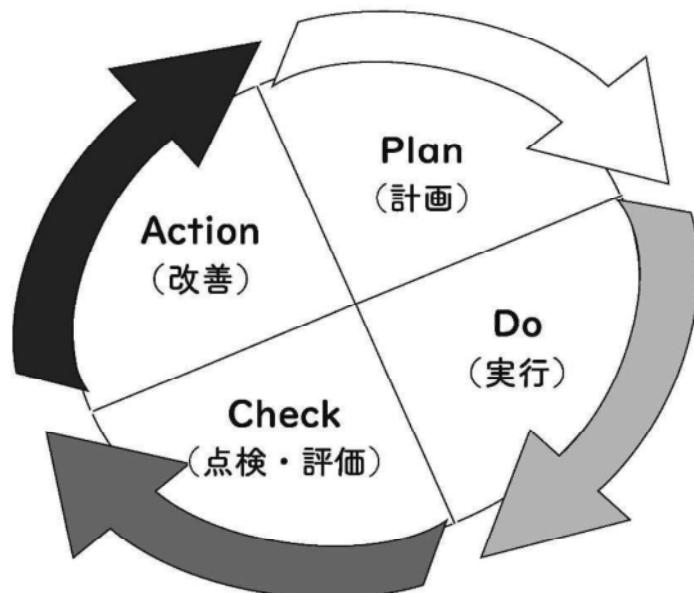


2 芦屋市のスポーツ推進に向けて

本計画を市民及び関係団体に周知し、生涯を通じてスポーツができる場や機会の充実を図るとともに、進捗状況を把握し、結果について公表します。

計画を効果的かつ着実に推進するために、「P D C Aサイクル」「計画（Plan）→実行（Do）→点検・評価（Check）→改善（Action）」を確立し、継続的に計画の進捗管理を実施していきます。

毎年度、具体的事業の進捗状況について段階別での評価を行うとともに、中間年度においては、スポーツ施策推進本部において、進捗状況の確認及び見直しを検討します。



参考資料

- 1 第3期スポーツ推進計画
- 2 スポーツ関連団体ヒアリング調査
- 3 第2期スポーツ推進実施計画策定までの経過
- 4 関係法令
- 5 芦屋市スポーツ推進審議会委員名簿

1 第3期スポーツ推進計画

第1章 第3期推進計画の概要

1. 第3期推進計画の策定の背景

国は、平成23年（2011）8月にスポーツ立国の実現を目指し、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、『スポーツ基本法（平成23年法律第78号）』を施行し、平成24年（2012）3月に同法に基づく『スポーツ基本計画』を策定しました。その後、平成27年（2015）10月にスポーツ庁が設置され、平成29年（2017）3月に『第2期スポーツ基本計画（平成29年度～令和3年度）』、令和4年（2022）3月に新たに『第3期スポーツ基本計画（令和4年～令和8年度）』を策定しました。『第3期スポーツ基本計画』では、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、①社会の変化や状況に応じて、柔軟に対応するというスポーツを「つくる／はぐくむ」という視点、②様々な立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現を目指すという視点、③性別、年齢、障がいの有無、経済的事情、地域事情等に関わらず、「誰もが」スポーツに「アクセスできる」社会の実現・機運の醸成を目指すという視点、の3つの「新たな視点」を基軸として、スポーツそのものが有する価値やスポーツが社会活性化等に寄与する価値をさらに高め、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーを継承・発展させるとしています。

2. 第3期推進計画の趣旨

平成30年（2018）に策定された第2期芦屋市スポーツ推進計画及び芦屋市スポーツ推進実施計画（後期）に基づき、スポーツ行政の推進に取り組んできました。「第3期芦屋市スポーツ推進計画」では「“するスポーツ”“みるスポーツ”“ささえるスポーツ”を推進し、すべての市民がスポーツを楽しむことができる環境を創る。」ことを目指しています。

3. 第3期推進計画の目標

- (1) “するスポーツ”的推進
- (2) “みるスポーツ”的推進
- (3) “ささえるスポーツ”的推進

4. スポーツの定義

スポーツ基本法では、スポーツを「心身の健全な発達、健康及び体力の保持・増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と定義しています。

本計画では、スポーツを「競技スポーツに加え、ウォーキングやダンス、健康増進や介護予防などにつながる体操・運動、野外活動やレクリエーション活動なども含む、自発的に楽しむすべての身体活動」と定義します。

5. 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第 10 条第 1 項に規定する「地方スポーツ推進計画」として、国の「第 3 期スポーツ基本計画」および兵庫県の「兵庫県スポーツ推進計画」の趣旨・内容を踏まえつつ、本市がスポーツを推進する上で目指すべき方向や取り組みを体系的に示したものです。

6. 第 3 期推進計画の期間

令和 6 年度(2024)から令和 15 年度 (2033)の 10 年間

7. 第 3 期推進計画の構成

- (1) 第 1 章 「第 3 期推進計画の概要」
- (2) 第 2 章 「スポーツを取り巻く現状と課題」
- (3) 第 3 章 「第 3 期推進計画の目標」
- (4) 第 4 章 「“するスポーツ”的推進」
- (5) 第 5 章 「“みるスポーツ”的推進」
- (6) 第 6 章 「“ささえるスポーツ”的推進」

第2章 スポーツを取り巻く現状と課題

1. 社会情勢の変化

人生100年時代の基盤は一人ひとりの心身の健康であり、スポーツは市民の健康づくりや仲間づくりに寄与する活動として期待されています。しかし、令和2年（2020）は、新型コロナウイルスの感染拡大により、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期など、大規模スポーツイベントの中止や、各種プロスポーツの開催時期・方法の変更など、スポーツ推進に大きな衝撃、影響を与え、国が示した「新しい生活様式」に留意しながら、スポーツ・レクリエーション活動等を行うことが求められてきました。また、ICT（情報通信技術）、AI（人工知能）、VR（仮想現実）などのデジタル技術開発が急速に進展し、各種データを活用することによって、「みる」分野におけるエンターテイメント性の向上、「する」分野における新たなスポーツの創造を後押ししています。もう一方で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、「多様性と調和」を基本的なコンセプトの一つとして、あらゆる面での違いを受け入れて、互いに認め合う共生社会を育むことの重要性が改めて認識されました。

2. 芦屋市の現状

第2期芦屋市スポーツ推進計画及び芦屋市スポーツ推進実施計画（後期）に基づき、“するスポーツ”“みるスポーツ”“ささえるスポーツ”に取り組み、すべての市民がスポーツに参加できる環境づくりを推進してきました。施設等のハード面、指導者・ボランティア等のヒューマン面の現状は以下の通りです。

（1）ハードウエア面（施設等）

- ①公共スポーツ施設の稼働率が高く、多くの市民や団体に利用されています。
- ②近代登山発祥の地と言われている芦屋ロックガーデンがあります。
- ③高座の滝から芦屋ロックガーデン、六甲山へと続く登山道があり、市内・市外からの登山客で賑わっています。
- ④海辺に兵庫県立海洋体育館があり、ヨットやカヌー、スタンドアップパドルボートなどのマリンスポーツが行われています。
- ⑤市内には多くのテニスコートがあり、平日・休日関係なく市民がテニスを楽しんでいます。
- ⑥公共のスポーツ施設は、JRよりも南側に多く設置されています。
- ⑦安心してウォーキングや散歩に取り組める道路環境が必要とされています。
- ⑧気軽に運動ができるように健康遊具が設置された公園があります。
- ⑨公園ではラジオ体操やペタンク、グランドゴルフなどのレクリエーションスポーツが行われています。
- ⑩市内の小学校は、スポーツクラブ21やコミュニティスクールに学校体育施設を開放しています。

（2）ソフトウエア面（プログラム・イベント等）

- ①毎年4月中旬に昭和59年（1984）に始まった芦屋さくらファンランが開催されています。
- ②スポーツ団体間における連携・協働を進めるために、スポーツ協会、レクリエーションスポーツ協会、スポーツ推進委員会、スポーツクラブ21ひょうご連絡協議会の4団体であしやスポーツフォーラムを設立しています。

- ③社会福祉協議会、障がい者スポーツ指導者協議会とスポーツ推進課が協力して、偶数月の第3火曜日・偶数月の第3土曜日にしようがい者とのスポーツ交流広場が開催されています。
- ④芦屋市スポーツ協会の主催であしやユナイテッドリレーマラソンや子ども居場所づくりなどの事業が実施されています。
- ⑤様々なスポーツ教室が開催されていますが、単発で個人でも参加しやすいスポーツ教室の開催が求められます。
- ⑥運動・スポーツ実施のきっかけづくりのために、市民を対象に新体力テスト測定会が開催しています。
- ⑦秋は親と子で一緒に楽しむ運動を、春は芦屋大学と連携してかけっこサッカーの教室をファミリースポーツのつどいとして開催しています。
- ⑧小学校高学年を対象にした国体選手による少年少女カヌー教室を毎年初夏に開催しています。
- ⑨全国大会、国際大会に出場した市内在住のプロではない者に対してスポーツ活動助成金を給付しています。
- ⑩県大会、近畿大会、全国大会、国際大会で活躍した市内在住・在勤・在学の者及び市内に住所を有する団体に対してスポーツ賞・スポーツ特別賞を授与しています。

(3) ヒューマン面（指導者・ボランティア等）

- ①公募及び地域スポーツ団体からの推薦で選出されたスポーツ推進委員が2年間の任期で市内のスポーツ推進のために活動しています。
- ②スポーツリーダー認定講習会を実施し、新たな人材の発掘に取り組んでいます。
- ③スポーツリーダーバンクが設置されていますが、活用されていない状況となっています。
- ④中学校部活動の地域移行へ向け、地域の指導者の確保、育成が急務となっています。
- ⑤中学校部活動の地域移行へ向け、地域の受け皿となるスポーツ団体の確保、育成が急務となっています。
- ⑥地域におけるスポーツ指導者に対する体罰やハラスメント防止のための研修が必要となっています。
- ⑦スポーツ活動に携わるボランティアの発掘、育成が課題となっています。
- ⑧障がい者スポーツに携わるボランティアの発掘、育成が課題となっています。
- ⑨市民がスポーツを気軽に行うための受け皿となる地域のスポーツ団体が必要となっています。
- ⑩市民の受け皿として長く活動していくように地域のスポーツ団体の透明性とガバナンスを強化する必要があります。

3. 芦屋市の特徴

令和4年（2022）10月に実施した「芦屋市民スポーツ意識調査」の市民のスポーツに対する意識や実践状況、ニーズ等は以下のとおりです。

- (1) 週1回以上の「定期実施者」は、全体で55.6%であり、前回調査（H29年度）(64.3%)、前々回調査（H24年度）(62.0%)より減少していますが、国(56.4%)と比較すると同程度の値です。また、週3回以上の「定期実施者」は全体で23.2%であり、前回調査（H29年度）(31.7%)、前々回調査（H24年度）(29.0%)より減少しています。

- (2) 実施種目は、1位「散歩・ウォーキング」(70.6%)、2位「ラジオ体操」(19.6%)、3位「ストレッチング」(16.0%) の順であり、基礎的なトレーニングが大半を占めています。
- (3) 運動・スポーツの実施理由は、「健康増進・維持」が 58.6%、「運動不足解消」が 53.8%、「楽しみ・気晴らし」が 53.6%となっており、男性では「楽しみ・気晴らし」が最も多く、女性では「健康増進・維持」が最も多いのが特徴です。
- (4) 市民が望んでいる種目は、1位「散歩・ウォーキング」(24.2%)、2位「ヨガ」(21.8%)、3位「水泳」(15.0%) の順であり、個人で行える種目が大半を占めています。
- (5) 自身の健康状態の自己評価は、「健康である」と「どちらかといえば健康である」を合わせると 90.5%でした。また、体力の自己評価は、最も多い回答は「どちらかといえば体力に自信がある」(51.0%) でした。「体力に自信がある」は全体で 9.1%となっており、男性で 13.0%、女性で 6.9%となっています。
- (6) 1年間におけるスポーツ行事への参加状況は、「参加した」が全体で 12.4%となっています。参加したスポーツ行事、参加したいスポーツ行事ともに、「参加型イベント」が最も高くなっています。
- (7) スポーツクラブや同好会に、「加入している」は全体で 21.3%であり、前回調査（H29 年度）の 28.3%より減少しています。また、その内訳は、「民間のスポーツクラブ（会員制フィットネスクラブなど）」(59.2%)、「地域のスポーツクラブ・サークル・同好会」(31.3%) に加入している人が多くみられます。
- (8) 運動・スポーツ情報のニーズは、「イベント情報」が 49.7%と最も高くなっています。なお、その情報源について、「広報あしや」が 62.5%と最も高く、前回調査（H29 年度）と比較すると、「広報あしや」、「テレビ・ラジオ」が増加する一方、「新聞・雑誌」が減少しています。
- (9) スポーツに関わるボランティア活動に、「おこなった」と回答した人は全体で 4.1%でした。その内容として最も多かった項目が「運動・スポーツの指導」(39.0%) で、そのきっかけは、「好きなスポーツの普及・支援」が 39.1%、次いで「地域での居場所、役割、生きがい」が 34.0%、「出会い・交流の場」が 33.7%となっています。
- (10) 障がい者スポーツへの関与について、「テレビやラジオ、新聞などで見たり、聞いたりしたことがある」が 93.1%と最も多くなっています。また、今後障がい者スポーツを支援するボランティア活動をおこないたいかについて、「おこないたい」は 20.9%となっており、前回調査（H29 年度）の「ぜひ行いたい」「できれば行いたい」の合算値 11.2%からは増加しています。

4. 芦屋市の課題

現状の課題は以下のとおりです。

- (1) 公共スポーツ施設の稼働率が高く、多くの市民に利用されているものの、施設数が不足しています。身近で手軽に利用できるニーズへの対応が必要です。
- (2) 市民需要の高いウォーキングや体操、ストレッチングを行える機会を増やすことで、スポーツや運動の実施率を高められる可能性があります。

- (3) 好きなスポーツの普及・支援や、生きがい、地域での交流などを通じたスポーツの一層の振興に向け、スポーツ環境を支えるボランティアの発掘・育成に取り組むとともに、スポーツ教室やイベントの開催などを通じて、スポーツ関係団体、民間企業等と連携・協働する必要があります。
- (4) スポーツや運動の取り組み促進にあたっては、目的（運動不足解消・体力づくり）や種目を考慮することが重要です。また、スポーツや運動の種目は、年代などでニーズが異なる点にも配慮が必要です。
- (5) 市民がスポーツや運動に親しんだり、参加したりするきっかけづくりの観点からもスポーツイベントを通じて、スポーツの魅力を広く周知していくことが必要です。スポーツを支える活動に関わっている人の割合はごくわずかとなっていますが、スポーツをすることができる環境づくりを整備するためには、活動を支えるボランティア等の協力が必要です。そのため、スポーツを支える活動の普及推進と人材の発掘、育成が必要です。
- (6) 民間のスポーツクラブの加入が高くなっています。一方で、地域のスポーツクラブ・サークル・同好会は、市民のスポーツ参加機会の増加や地域交流の活性化等、地域スポーツの担い手として、また地域コミュニティの核としての役割が期待されています。
- (7) スポーツに関する施設やイベントなどの情報について、求めている情報をそれが求める形で受信できるよう、「広報あしや」等の既存の媒体を活用しつつ、ICT（情報通信技術）なども最大限に活用し、効果的に情報を発信していく必要があります。
- (8) 障がい者スポーツの認知度は高くなっています。今後も、障がい者スポーツに関する情報発信を行い、普及啓発を通じて、障がいのある人への理解や交流を促進していくことや、障がいの有無や年齢・性別等に関わらず参加できるインクルーシブスポーツの推進に取り組み、多くの人がスポーツに親しむことができる環境を整えることが必要です。
- (9) 少子化や教員の働き方改革の一環などで、国は中学校運動部活動を地域のスポーツクラブなどに段階的に移行していく方針を示されていることから、運動部活動の活性化と継続に対して、地域における受け皿のシステムづくりが必要です。
- (10) 子どもの体力が全国平均より低いことから、すべての子どもが、楽しく親しみながら運動・スポーツの習慣を身に付け、生涯にわたり健康に生活するための土台を形成するとともに、体力向上につながるスポーツ環境の充実が必要です。

第3章 第3期推進計画の目標

1. 基本理念（ヴィジョン）

“するスポーツ”“みるスポーツ”“ささえるスポーツ”を推進し、すべての市民がスポーツを楽しむことができる環境を創る。

2. 使命（ミッション）

スポーツ団体、教育機関、民間事業者、行政が補い合いながら連携・協働することによって、すべての市民が楽しむことができるスポーツ環境を創る。

3. 政策目標

- (1) “するスポーツ”的推進
- (2) “みるスポーツ”的推進
- (3) “ささえるスポーツ”的推進

4. 数値目標（本計画終了年度まで）

- (1) 成人の週1回以上のスポーツ実施率が、前々回調査（H24年度）では62.0%、前回調査（H29年度）では64.3%となっていたが、今回調査（R4年度）では55.6%となっている。今回の計画では成人の週1回以上のスポーツ実施率65.0%を目指します。
- (2) 成人の週3回以上のスポーツ実施率が、前々回調査（H24年度）では29.0%、前回調査（H29年度）では31.7%となっていたが、今回調査（R4年度）では23.2%となっている。今回の計画では成人の週3回以上のスポーツ実施率35.0%を目指します。
- (3) 今回の計画では成年の年1回以上のスポーツ実施率を100%に近づけることを目指します。

第3期芦屋市スポーツ推進計画（概要）

＜基本理念（ヴィジョン）＞

“するスポーツ”“みるスポーツ”“ささえるスポーツ”を推進し、すべての市民がスポーツを楽しむことができる環境を創る。

＜使命（ミッション）＞

スポーツ団体、教育機関、民間事業者、行政が補い合いながら連携・協働することによって、すべての市民が楽しむことができるスポーツ環境を創り出す。

＜政策目標＞

“するスポーツ”的推進

“みるスポーツ”的推進

“ささえるスポーツ”的推進

＜重点分野＞

- (1) 子どもが楽しめるスポーツの推進
- (2) 成人が楽しめるスポーツの推進
- (3) 高齢者が楽しめるスポーツの推進
- (4) 障がい者が楽しめるスポーツの推進

- (1) みるスポーツの環境整備
- (2) みるスポーツ文化の充実
- (3) みるスポーツ施設の充実
- (4) トップアスリートやプロスポーツチームとの連携強化

- (1) スポーツリーダー・スポーツ指導者の発掘と育成
- (2) スポーツボランティアの発掘と育成
- (3) 学校・地域との連携・協働の推進
- (4) 地域のスポーツ団体のガバナンス強化

第4章 “するスポーツ”の推進

1. 重点分野

- (1) 子どもが楽しめるスポーツの推進
- (2) 成人が楽しめるスポーツの推進
- (3) 高齢者が楽しめるスポーツの推進
- (4) 障がい者が楽しめるスポーツの推進

2. 分野ごとのテーマ

(1) 子どもが楽しめるスポーツの推進

- ①子どもが気軽にスポーツを楽しむことができる機会を整える。
- ②親と子が一緒にスポーツを楽しむことができる機会を整える。
- ③子どもがスポーツを嫌いにならない仕組みを創出する。

(2) 成人が楽しめるスポーツの推進

- ①働き盛り世代が気軽にスポーツを楽しむことができる機会を整える。
- ②子育て世代が気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整える。
- ③性別に関係なく誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる機会を整える。
- ④インクルーシブスポーツの推進に取り組み、誰もが等しくスポーツを楽しむことができる機会を整える。

(3) 高齢者が楽しめるスポーツの推進

- ①高齢者が気軽にスポーツを楽しむことができる機会を整える。
- ②高齢者が世代を超えて交流しながら一緒にスポーツを楽しむことができる機会を整える。

(4) 障がい者が楽しめるスポーツの推進

- ①障がい者が気軽にスポーツを楽しむことができる機会を整える。
- ②障がい者にとって利便性が良く、安心して使うことができる環境を整える。
- ③ノーマライゼーションの観点から障がい者と健常者がスポーツで交流することができる機会と環境を整える。

第5章 “みるスポーツ”の推進

1. 重点分野

- (1) みるスポーツの環境整備
- (2) みるスポーツ文化の充実
- (3) みるスポーツ施設の充実
- (4) トップアスリートやプロスポーツチームとの連携強化

2. 分野ごとのテーマ

(1) みるスポーツの環境整備

- ①する人だけでなく、みる人も楽しく居心地の良い環境を整えたイベントの実施を推進する。
- ②兵庫県内のスポーツチームと連携し、市民が気軽にスポーツを観ることができる機会を創出する。

(2) みるスポーツ文化の充実

- ①芦屋ゆかりのスポーツ人物像の充実を図る。
- ②プロ・アマチュア問わず芦屋市内で開催されるスポーツ大会・競技会の情報を周知する仕組み作りを研究していく。

(3) みるスポーツ施設の充実

- ①既存のスポーツ施設のバリアフリー化に取り組む。
- ②新規のスポーツ施設のユニバーサルデザイン化に取り組む。

(4) トップアスリートやプロスポーツチームとの連携強化

- ①トップアスリートと直接触れ合うことができるイベントの実施に取り組む。
- ②兵庫県内のスポーツチームと協働し参加型の楽しめるイベントの実施に取り組む。

第6章 “ささえるスポーツ”の推進

1. 重点分野

- (1) スポーツリーダー・スポーツ指導者の発掘と育成
- (2) スポーツボランティアの発掘と育成
- (3) 学校・地域との連携・協働の推進
- (4) 地域のスポーツ団体のガバナンス強化

2. 分野ごとのテーマ

- (1) スポーツリーダー・スポーツ指導者の発掘と育成
 - ①スポーツリーダー認定講習会の啓発活動を行い、新たなリーダーを発掘していく。
 - ②誰でも気軽にスポーツリーダー・スポーツ指導者として活躍できる仕組みを研究していく。
 - ③スポーツリーダーやスポーツ指導者に必要な指導法・体罰・ハラスメントに関する研修を積極的に受けていくように啓発していく。
 - ④女性がスポーツ指導者やスポーツ団体の役員に登用されるよう啓発していく。
- (2) スポーツボランティアの発掘と育成
 - ①スポーツボランティアの啓発活動を行い、新たなボランティアを発掘していく。
 - ②誰でも気軽にスポーツボランティアとして活躍できる仕組みを研究していく。
- (3) 学校・地域との連携・協働の推進
 - ①官学連携を活用し、市民のニーズにマッチしたイベントを開催していく。
 - ②市内の小学生・中学生を対象としたパラスポーツやインクルーシブスポーツの啓発活動を行う仕組みを研究していく。
- (4) 地域のスポーツ団体のガバナンス強化
 - ①市民に最も近い受け皿である地域のスポーツ団体が継続的に活動できるよう、組織の公平性や透明性を高められるように支援していく。
 - ②市民が気軽に地域のスポーツ団体の活動に参加できるような仕組み作りを研究していく。
 - ③地域のスポーツ団体は、市民にとってハラスメントに関する最初の相談窓口となる可能性があるので、適切な対応が取れるように支援していく。

《関係資料》

芦屋市スポーツ推進審議会・同調査専門部会審議日程

日程	会議名	内容
令和4年 8月5日	令和4年度第1回 芦屋市スポーツ推進審議会	・第3期スポーツ推進計画策定の諮問 ・市民スポーツ意識調査実施の承認 ・調査専門部会設置の承認
令和5年 2月10日	令和4年度第1回 調査専門部会	・市民スポーツ意識調査の結果に関する報告
3月10日	令和4年度第2回 芦屋市スポーツ推進審議会	・市民スポーツ意識調査の結果に関する報告
5月12日	令和5年度第1回 調査専門部会	・第3期スポーツ推進計画（答申）（案）の検討
5月26日	令和5年度第1回 芦屋市スポーツ推進審議会	・第3期スポーツ推進計画（答申）（案）の審議
6月9日	令和5年度第2回 調査専門部会	・第3期スポーツ推進計画（答申）（案）の検討（継続）
6月23日	令和5年度第3回 調査専門部会	・第3期芦屋市スポーツ推進計画（答申）の完成
6月29日	令和5年度第2回 芦屋市スポーツ推進審議会	・教育長へ第3期芦屋市スポーツ推進計画の答申

芦屋市スポーツ推進審議会委員一覧

(令和4年8月1日現在)

氏名	役職	調査専門 部会	所属
まつお 松尾 信之介	会長		大阪学院大学 准教授
なかみち 中道 莉央		部会員	びわこ成蹊スポーツ大学 准教授
あおの 青野 桃子	副会長	部会長	大阪成蹊大学 講師
せき 関 めぐみ		部会員	甲南大学 講師
わだ 和田 由佳子			立命館大学 専任講師
きょうだ 京田 弘幸		部会員	特定非営利活動法人芦屋市体育協会 副会長
いはら 井原 一久			芦屋市レクリエーションスポーツ協会 会長
ねごろ 根来 俊彦			芦屋市スポーツ推進委員会 副会長
なかた 中田 伊都子		部会員	スポーツクラブ21ひょうご芦屋市連絡協議会 会長
のむら 野村 大祐			芦屋市教育委員会学校教育部学校教育課長
いわもと 岩本 和加子			芦屋市教育委員会社会教育部生涯学習課長
なかむら 中村 麻衣			市民公募

(順不同)

(諮詢文)

芦教又第280号

令和4年8月1日

芦屋市スポーツ推進審議会
会長 松尾 信之介 様

芦屋市教育委員会
教育長 福岡 憲助

「第3期芦屋市スポーツ推進計画」の策定について（諮詢）

このことについて、芦屋市スポーツ推進審議会条例第2条の規定に基づき、理由を添えて諮詢します。

(理由)

国においては、スポーツ基本法に基づき、令和4年3月に「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

兵庫県においては、国が策定した「第3期スポーツ基本計画」を参照し、令和4年4月に「第2期スポーツ推進計画」が策定されました。

芦屋市においては、平成26年3月に策定した「芦屋市スポーツ推進実施計画」が令和5年度で最終年を迎えます。

このような諸情勢を踏まえ、「芦屋市スポーツ推進実施計画」の検証及び令和4年10月に実施する「市民スポーツ意識調査」の結果を基に、今後も市民がそれぞれの状況に応じながら継続してスポーツが実施できるように「第3期芦屋市スポーツ推進計画」を策定したいと思います。

(諮詢事項)

芦屋市の実情に即した新たなスポーツ推進の計画について

(答申時期)

令和5年6月末を目途にお願いします。

以上

令和4年度芦屋市民スポーツ意識調査報告書

＜調査結果の要約＞

住民基本台帳より、18歳以上79歳以下の芦屋市民3,000人を標本(系統抽出法)にし、郵送及び電子回答による意識調査を実施した(令和4年10月)。有効回収数は1,054票、有効回収率は35.1%であった。

1. 週1回以上の「定期実施者」について、全体で55.6%（男性53.4%、女性56.9%）であり、前回調査(H29)の64.3%、前々回調査(H24)の62.0%より減少しているが、R3の全国平均（56.4%）と比較すると同程度の値である。これは、第3期スポーツ基本計画（スポーツ庁、2022）が目指す70%の数字を14ポイントほど下回る値である。週3日以上の「定期実施者」は全体で23.2%（男性21.1%、女性24.7%）であり、前回調査(H29)の31.7%、前々回(H24)の29.0%より減少している。「未実施者」（年間ゼロ）は全体で14.0%（男性11.2%、女性15.8%）であり、前回調査(H29)の8.2%より増加している。年齢層別にみると、「週に1日以上」行っている人の割合は、18～39歳が45.2%、40～59歳が48.0%、60歳以上が63.8%と年齢層があがる程が高くなっている。
2. この1年間に行った運動・スポーツ種目について、1位「散歩・ウォーキング」（70.6%）、2位「ラジオ体操」（19.6%）、3位「ストレッチング」（16.0%）の順であり、基礎的なトレーニングが大半を占めている。性別でみると、男性においては、1位「散歩・ウォーキング」（65.1%）、2位「ゴルフ（コース）」（27.8%）、3位「ゴルフ（練習場）」（24.7%）となっており、女性においては、1位「散歩・ウォーキング」（73.6%）、2位「ラジオ体操」（23.0%）、3位「ヨガ」（19.7%）となっている。
3. スポーツ実施者の活動時間帯について、「平日・午前中」が39.3%、次いで「平日・昼間」が31.6%となっている。性別でみると、男性の最も多い項目は「休日・午前中」（38.3%）、次いで「休日・昼間」（38.0%）、「平日・午前中」（32.6%）である。一方、女性の最も多い項目は「平日・午前中」（43.4%）、次いで「平日・昼間」（33.4%）、「平日・夕方」（26.9%）となっている。前回調査(H29)と同様に、男性は休日に運動する傾向があり、女性は平日に運動する傾向がみられる。
4. 運動・スポーツの実施理由について、「健康増進・維持」が58.6%、「運動不足解消」が53.8%、「楽しみ・気晴らし」が53.6%である。性別でみると、男性では「楽しみ・気晴らし」が最も多く、女性では「健康増進・維持」が最も多い。
5. この1年間における運動やスポーツを実施した方法について、「個人で自由に」が71.9%、「家族と」が28.0%、「民間のスポーツクラブ（会員制フィットネスクラブなど）」が17.6%である。性別でみると、男女ともに「個人で自由に」「家族と」が上位を占めるが、これに次いで、男性では「地域の友人と自由に」（13.8%）、「民間のスポーツクラブ（会員制フィットネスクラブなど）」（13.8%）が続き、女性では「民間のスポーツクラブ（会員制フィットネスクラブなど）」（19.5%）、「地域の友人と自由に」（12.6%）が続いている。
6. 運動・スポーツの実施の阻害要因について、「仕事や家事が忙しい」が35.4%、「面倒くさいから」が20.1%、「年を取ったから」が18.1%である。性別でみると、男女ともに「仕事や家事が忙しい」が最も多いため、2番目に多い項目は男性が「面倒くさいから」、女性が「年を取ったから」となっている（「特に理由はない」は除く）。
7. これから始めてみたい運動・スポーツ種目について、1位「散歩・ウォーキング」（24.2%）、2位「ヨガ」（21.8%）、3位「水泳」（15.0%）の順であり、個人で行える種目が大半を占めている。性別でみると、男性に多いのは「散歩・ウォーキング」（24.5%）、「登山」（16.6%）、「サイクリング」（14.4%）であり、女性に多いのは「ヨガ」（30.9%）、「散歩・ウォーキング」（24.2%）、

「水泳」(15.5%)である。

8. 自身の健康状態の自己評価について、「健康である」と「どちらかといえば健康である」を合わせると 90.5%であった。年齢層別では「健康である」と答えた人の割合は年齢層があがるにつれて低下し、「健康でない」「どちらかといえば健康でない」と答えた人は、いずれも年齢層があがるにつれて高くなるなど、**高齢になるほど健康に不安を抱える傾向にある**ことが示されている。
9. 体力の自己評価について、最も多い回答は「どちらかといえば体力に自信がある」(51.0%)であった。「体力に自信がある」は全体で 9.1%となっており、男性で 13.0%、女性で 6.9%となっている。「どちらかといえば体力に不安がある」と「体力に不安がある」を合わせると、全体で 39.8%、男性で 31.1%、女性で 44.8%となっており、**男性よりも女性の方が体力に不安を抱えている傾向がみられる**。
10. 運動不足の自己評価について、「大いに感じる」は 30.9%、「ある程度感じる」は 48.1%、「あまり感じない」は 14.4%、「ほとんど（全く）感じない」は 6.6%となっている。年齢層別でみると、「大いに感じる」では 40~59 歳が 40.1%と最も高く、「ほとんどである（全く）感じない」では 60 歳以上が 7.8%と最も高い割合となっている。
11. 子どもの運動不足とその理由について、「ゲームをしたり、スマホをさわる時間が長くなり外に出なくなつた」が 70.2%、「塾や習い事が忙しいため時間がない」が 52.0%、「新型コロナウイルス感染症対策による影響」が 41.6%と続く。性別でみると、「塾や習い事が忙しいため時間がない」(男性 45.3%、女性 55.8%) のほか、「社会環境の変化に伴い、外が危険である」(男性 28.5%、女性 41.7%) 「新型コロナウイルス感染症対策による影響」(男性 35.2%、女性 45.4%) においては、女性が男性に比べて高い割合となっており、**女性の方が外出の危険性に対してより強く警戒している**ことが示されている。
12. 1 年間におけるスポーツ行事への参加について、「参加した」が全体で 12.4% (男性 13.2%、女性 12.0%) となっている。**参加したスポーツ行事については、「参加型イベント」が 67.2%**と最も高く、次いで「スポーツ教室」28.4%、「体力測定会」13.8%となっている。
13. 今後参加したい地域スポーツ行事について、「参加型イベント」が 55.0%と最も多く、「スポーツ教室」36.5%、「体力測定会」31.5%と続く。
14. スポーツクラブや同好会の加入状況について、「加入している」は全体で 21.3% (男性 22.3%、女性 20.5%) であり、**前回調査(H29)の 28.3%より減少**している。年齢層別でみると、「加入している」と答えた 60 歳以上が 25.3%、18~39 歳が 23.6%、40~59 歳が 15.7%と**中年層の参加率がやや低くなっている**。
15. スポーツクラブや同好会に加入している人の内訳について、「**民間のスポーツクラブ（会員制フィットネスクラブなど）**」(59.2%)、「**地域のスポーツクラブ・サークル・同好会**」(31.3%) に加入している人が多くみられる。一方、学校 (9.5%) や職場 (5.0%) のスポーツクラブ・サークル・同好会への参加率は男女ともに低くなっている。
16. 今後加入してみたいと思うスポーツクラブ・同好会について、「**地域のスポーツクラブ・サークル・同好会**」が 53.3%と最も多く、次いで「**民間のスポーツクラブ（会員制フィットネスクラブなど）**」が 50.7%である。一方、学校 (3.2%) や職場 (3.2%) のスポーツクラブ・サークル・同好会へ加入したいという回答は男女ともに低くなっている。
17. 「スポーツクラブ 2 1」への加入状況について、「加入している」は全体で 3.3% (男性 2.1%、女性 3.7%) となっており、**前回調査(H29)の全体 1.3%と比べると微増**している。「知らない」は全体で 74.0% (男性 79.9%、女性 70.7%) である。
18. この 1 年間に運動・スポーツを行った施設の利用状況について、「**道路**」(36.2%)、「**自宅または自宅敷地内**」(31.4%)、「**山岳・森林・海・湖・川等の自然環境**」(29.8%) の順となっている。性別でみると、**男性は「公園」、「山岳・森林・海・湖・川等の自然環境」、「民間商業アウトドア施設（レジャープール、スキー場、ゴルフ場など）**と**屋外施設の割合が他に比べて高く、女性は「自**

宅または自宅敷地内)、「民間商業インドア施設(会員制フィットネスクラブなど)」と屋内施設の割合が他に比べて高い。

19. スポーツ施設整備に関する要望について、「公共スポーツ施設の充実」が 58.6%、次いで「自然を利用した施設の整備」が 53.1%、「公園施設の充実」が 41.0%である。
20. 運動・スポーツ情報のニーズについて、「イベント情報」が 49.7%、「施設情報」が 47.3%、「新しいスポーツや気軽にできるスポーツなどの情報」が 40.7%、「教室情報」が 40.2%である。性別でみると、女性は「教室情報」「新しいスポーツや気軽にできるスポーツなどの情報」「体力づくり情報」の割合が他に比べて高くなっている。男性は「競技会情報」の割合が他に比べて高くなっている。
21. 運動・スポーツの情報源について、「広報あしや」が 62.5%、「友人・知人」が 35.1%、「施設のポスター・チラシ」が 30.1%である。前回調査(H29)と比較すると、「広報あしや」、「テレビ・ラジオ」が増加する一方、「新聞・雑誌」が減少している。
22. 過去 1 年間に現地やメディアで観戦したことのあるスポーツの割合について、1 位「プロ野球」(60.9%)、2 位「プロサッカー」(34.3%)、3 位「大相撲」(31.0%)、4 位「ゴルフ」(27.2%)、5 位に「テニス」(22.4%) の順となっている。観戦した理由については、「そのスポーツが好きだから」が 67.9%と最も高く、「応援している選手がいるから」が 28.0%、「なんとなく・たまたま」が 21.5%となっている。
23. 過去 1 年間に何らかのスポーツに関わるボランティア活動について、「おこなった」と回答した人は全体で 4.1%、「おこなっていない」と回答した人は全体で 95.9%である。前回調査(H29)の「ある」は全体で 6.2%であり、2.1 ポイント減少している。具体的なスポーツボランティア活動の内容として最も多かった項目が「運動・スポーツの指導」(39.0%)である。これに「大会・イベントの運営や世話」(34.1%)、「スポーツクラブ・サークル・同好会の運営や世話」(26.8)、「スポーツクラブ・サークル・同好会での補助的な活動」(26.8%)が続く。
24. スポーツに関するボランティア活動のきっかけについて、「好きなスポーツの普及・支援」が 39.1%、次いで「地域での居場所、役割、生きがい」が 34.0%、「出会い・交流の場」が 33.7%となっている。
25. 障がい者スポーツへの関与について、「テレビやラジオ、新聞などで見たり、聞いたりしたことがある」が 93.1%と最も多い。一方、「観戦したり、または参加したことがある」は 8.8%、「指導や介助、スポーツ大会スタッフなどに関わっている、または関わったことがある」は 2.1%となっており、障がい者スポーツへの関与の大部分は間接的なものとなっていることがわかる。
26. 今後障がい者スポーツを支援するボランティア活動をおこないたいかについて、「おこないたい」は 20.9%となっており、前回調査(H29)の「ぜひおこないたい」「できればおこないたい」の合算値 11.2%からは増加している。「おこないたい」と回答した人のおこないたいボランティア活動の内容では、「スポーツ大会・イベントの運営や世話」(75.5%)、「スポーツ団体・クラブの運営や世話」(31.8%)、「運動・スポーツの指導」(10.9%)と続いており、前回調査と同様の傾向がみられる。
27. 今後の障がい者スポーツの普及・推進のために必要だと思う項目について、「施設及び用具の整備」が 62.6%であり、「情報提供の充実」47.1%、「指導者を増やす」43.9%、「必要経費の補助」41.8%が続く。

2 スポーツ関連団体ヒアリング調査

(1) スポーツ関連団体ヒアリング調査の概要

① 調査目的

本調査は、芦屋市のスポーツ活動を支える団体に対し、現在の芦屋市のスポーツの現状や課題・問題点、今後の方向性について把握し、芦屋市のスポーツ振興に役立つ基礎資料を得ることを目的とし、実施しました。

② 調査団体

- ア. 特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会
- イ. 芦屋市レクリエーションスポーツ協会
- ウ. 芦屋市スポーツ推進委員会
- エ. スポーツクラブ 21ひょうご芦屋市連絡協議会
- オ. 芦屋市障がい者団体（芦屋市身体障害児者父母の会・N P O 法人芦屋市手をつなぐ育成会・芦屋市身体障害者福祉協会・芦屋家族会個々のご意見を集約）

③ 調査項目

- ア. スポーツ活動を実施していく上で問題点や課題
- イ. 今後スポーツ活動を実施していく上で重要だと思うこと
- ウ. スポーツ活動を推進していく上で問題点や課題
- エ. 今後スポーツ活動を推進していく上で重要だと思うこと

(2) スポーツ関連団体ヒアリング調査結果

ア. スポーツ活動を実施していく上での問題点や課題

団体名	回答
ア.特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の量も質も不足しており、市民スポーツの環境整備は行政の役目 ・芦屋市総合スポーツセンター計画(浜風町)が阪神淡路大震災で中止になって以降、市民の努力に行政もそろそろ応える時期である
イ.芦屋市レクリエーションスポーツ協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ストリートスポーツなどできる場がない。 ・野球ができる環境の整備 ・親子で体を動かせる機会を増やす
ウ.芦屋市スポーツ推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員という立場でできる事は限られると感じる。定例会以外に自主的な会議を持つには周りの理解がない。
エ.スポーツクラブ 21ひょうご芦屋市連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期学童期での身体活動の低下。通園通学、日々の遊びを通じての身体活動の低下が、基礎体力の低下に繋がっている。 ・子どもたちの遊びへの制限の多さ（特に公園などの外遊び）
オ.芦屋市障がい者団体 ※障がい者スポーツ活動についてヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者スポーツに結び付くまでのサポート等が少ない。 ・親の高齢化や家族力によって会場まで送り届けれない。 ・施設やボランティア同士の協働が弱く、小人数で弱体化している。

※オ.は障がい者スポーツ活動についてヒアリング

イ. 今後スポーツ活動を実施していく上で重要なこと

団体名	回答
ア.特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな芦屋市では、それぞれの事業や競技人口が他市に比べて少ないのは仕方ないにしても、競技力や活動の質を上げることでは他市に負けない潜在力があると思う。スポーツ協会で 10 年前からスローガンとして掲げている「力をひとつに」を実行することで、それぞれのクラブや協会、競技者が個々の活動を行なながら他のクラブの活動情報を共有できる仕組み作りが必要である。その為に国が、教育委員会から独立させスポーツ庁を作ったように芦屋市でも学校体育を含むスポーツを統括する窓口としてスポーツ推進課ではなく、市長直轄の「スポーツ・文化局」を作ることが必要だと思う。
イ.芦屋市レクリエーションスポーツ協会	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動（部員が少ない・部がない）の合同チームの編成 ・部活動で種目を限定しない、総合運動クラブ（軽運動部）の設置帰宅部の中から少しでも運動に興味をもってもらう子を広げていく
ウ.芦屋市スポーツ推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市の「スポーツ推進計画」に基づいて、いかにスポーツに触れていない地域の方々に注目してもらうための意識していくこと。
エ.スポーツクラブ 21ひょうご芦屋市連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの怪我に対する過度な不安を持つ親が増えている。活発な動きでの怪我は危険回避能力等が身につく機会でもあることに大人が理解を示し、子どものチャレンジする機会を制限しないこと。 ・家族で参加することができるスポーツの機会を増やすこと。 ・SC 21が安価で身边にスポーツをする場であることをもっとひろめていくこと。 ・中学生以上の部活に関しては、楽しむ部活と、勝つために努力する部活などの選択肢が増えること。 ・体育館の予約が取りにくい。
オ.芦屋市障がい者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの楽しさを知ってもらう。 ・指導者を増やし、研修・指導をしてほしい。 ・健常者に障がい者スポーツを知ってもらう機会を増やし、一緒に競技する。

※オ.は障がい者スポーツ活動についてヒアリング

ウ. スポーツ活動を推進していく上で問題点や課題

団体名	回答
ア.特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会	<ul style="list-style-type: none"> ・行政側にスポーツ専門職がいない。 ・スポーツをする人、教える人(指導者)、ささえる人(クラブマネジャー、コオーディネーター、サポーター等)がスポーツ環境の整備の中で必要である ・指導者はいるが、指導者を養成する体制が芦屋市ではなく、競技協会(市民団体)がそれぞれ実施しているが、行政がリーダーとなって指導者養成やクラブマネジャー、クラブコオーディネーターの養成を行い、そしてサポーター(保護者等)にスポーツに係わる知識や情報(スポーツ医学・食育など)を提供する必要がある。
イ.芦屋市レクリエーションスポーツ協会	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進計画において前年度までのスポーツ振興計画の検証があまりなされないまま、今年度の計画策定に取り掛かっている。またコロナで縮小した活動をどのように取り戻していくかの目安を盛り込んだ計画の策定。 ・芦屋市総合公園の陸上トラック部分の有効活用。 ・小学校の放課後の施設開放
ウ.芦屋市スポーツ推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・推進委員のうち、地域委員は自分の地域の事しか知らず、専門委員は地域の事を知らないので、根本を分かっておかないといろんな話が進んでいかない。推進課でしっかり伝えていってほしい。
エ.スポーツクラブ21ひょうご芦屋市連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・夏場の学校施設の温度管理。エアコンなどの空調管理。窓の開閉が自由にできないなどの密閉状態の改善。 ・熱中症に対しての指針。今日は暑いからスポーツ活動禁止ではスポーツの推進は图れない。
オ.芦屋市障がい者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナの事情もあって、一層障がい者スポーツにブレーキがかかってた。 ・積極性がない。やる気がない。意欲に欠ける。 ・ボランティア等の協働が脆弱。人員不足。指導者不足。

※オ.は障がい者スポーツ活動についてヒアリング

I. 今後スポーツ活動を推進していく上で重要なこと

団体名	回答
ア.特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツはあくまでも「スポーツという文化」であり、体育という教育が全てではなく、競技スポーツとしての育成や強化、生涯スポーツとしての楽しみなど色々な要素を持っている。 ・スポーツに係わる人が様々な情報を共有できる環境、障がい者スポーツについても行政の縦割りではなく窓口を一本化し、それを受け止める市民側の組織作りの必要性があり、行政側と市民全体の活動や情報が共有できる好循環な環境の構築が重要である。
イ.芦屋市レクリエーションスポーツ協会	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校部活動の地域移行。 ・芦屋スポーツフォーラムなどの復活 ・地域スポーツの団体やサークルの交流会や情報発信の機会を増やす。
ウ.芦屋市スポーツ推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの立場を理解しようとして、お互いに意識のギャップを埋めて、各スポーツイベントに積極的に関わろうとする気持ちを持つこと。
エ.スポーツクラブ21ひょうご芦屋市連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用が必要なスポーツに関しては、申込みの簡便化。施設の整備や増加。個人スポーツは仲間を作ること。 ・情報収集が簡単にできること。 ・研修等により障がい者スポーツの指導者を増やすこと。
オ.芦屋市障がい者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・木口記念会館の火曜日のポッチャを起爆剤に参加人数を増やす。 ・障がい者施設に協力してもらいスポーツデイを設ける。 ・研修等により障がい者スポーツの指導者を増やすこと。

※オ.は障がい者スポーツ活動についてヒアリング

3 第2期スポーツ推進実施計画策定までの経過

日付	内容	備考
令和4年8月17日	第1回スポーツ推進審議会	実施計画（後期）諮問
令和4年10月1日～令和4年10月31日	市民スポーツ意識調査	
令和5年2月13日	第1回調査研究部会	市民意識調査結果報告
令和5年3月2日	第2回調査研究部会	答申（案）作成
令和5年3月9日	教育委員会	市民意識調査結果報告
令和5年3月26日	第2回審議会	答申（案）審議
令和5年4月24日	第3回調査研究部会	答申作成
令和5年5月21日	第4回調査研究部会	答申作成
令和5年6月19日	第5回調査研究部会	答申作成
令和5年6月29日	第1回審議会	答申決定 教育長へ答申
令和5年7月13日	教育委員会	答申報告
令和5年11月6日	第1回幹事会	計画（原案）報告
令和5年11月13日	第1回本部会	計画（原案）報告
令和5年11月16日	教育委員会	計画（原案）報告
令和5年11月24日	第2回審議会	計画（原案）報告
令和5年12月5日	民生文教常任委員会	計画（原案）報告
令和5年12月18日～令和6年1月26日	パブリックコメント	
令和6年1月31日	第2回幹事会	計画（案）報告
令和6年2月14日	第2回本部会	計画（案）報告 計画（案）決定
令和6年2月15日	教育委員会	計画（案）報告
令和6年2月　日	民生文教常任委員会	計画（案）報告
令和6年3月29日	第3回審議会	計画（案）報告

4 関係法令

芦屋市スポーツ施策推進本部設置要綱

平成25年10月1日

(設置)

第1条 スポーツ施策を総合的に推進するため、芦屋市スポーツ施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) スポーツ推進計画の策定及びスポーツ施策の総合的な推進に関すること。
- (2) スポーツ施策の推進に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) その他スポーツ施策の推進に関し、必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、教育部長をもって充て、副委員長は、社会教育室長をもって充てる。

4 委員長は、幹事会を代表する。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会の委員は、教育部長が指名する。

(事務局)

第7条 推進本部の庶務は、スポーツ施策に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

技監
企画部長
総務部長
市民生活部長
こども福祉部長
こども福祉部参事（こども家庭担当部長）
都市政策部参事（都市基盤担当部長）
教育委員会教育部長
教育委員会教育部参事（学校教育担当部長）

別表第2（第5条関係）

企画部市長公室政策推進課長
企画部市長公室市民参画・協働推進課長
総務部財政室財政課長
市民生活部市民室児童センター所長
こども福祉部福祉室地域福祉課長
こども福祉部福祉室主幹（福祉センター施設担当課長）
こども福祉部福祉室障がい福祉課長
こども福祉部福祉室高齢介護課長
こども福祉部こども家庭室こども政策課長
こども福祉部こども家庭室ほいく課長
こども福祉部こども家庭室主幹（健康増進・母子保健担当課長）
都市政策部都市基盤室道路・公園課長
教育委員会教育部教育統括室管理課長
教育委員会教育部学校教育室学校教育課長
教育委員会教育部社会教育室青少年育成課長

芦屋市スポーツ推進審議会条例

昭和62年10月5日 条例第20号
改正 平成23年9月27日 条例第16号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、芦屋市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、スポーツ基本法第35条に規定するもののほか、芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
- 3 委員及び特別委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適當と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 特別委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局が行う。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附 則（平成23年9月27日条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芦屋市スポーツ振興審議会条例の規定により委嘱又は任命されている芦屋市スポーツ振興審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の芦屋市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱又は任命されている芦屋市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年6月24日 法律第78号
改正 平成24年8月22日 法律第67号

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聞くことを要しない。

5 芦屋市スポーツ推進審議会委員名簿

(令和5年10月1日現在)

(順不同)

	氏名	役職名	調査専門 部会	所属
1	松尾 信之介	会長		大阪学院大学 経済学部 准教授
2	青野 桃子	副会長	部会長	大阪成蹊大学 経営学部 講師
3	和田 由佳子			順天堂大学 スポーツ健康科学部 准教授
4	中道 莉央		部会員	びわこ成蹊スポーツ大学 スポーツ学部 准教授
5	関 めぐみ		部会員	甲南大学 文学部 講師
6	京田 弘幸		部会員	特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会 副会長
7	井原 一久			芦屋市レクリエーションスポーツ協会 会長
8	根来 俊彦			芦屋市スポーツ推進委員会 副会長
9	中田 伊都子		部会員	スポーツクラブ21ひょうご芦屋市連絡協議会 会長
10	中村 麻衣			市民公募
11	野村 大佑			芦屋市教育委員会教育部参事（学校教育担当部長） 学校教育室長事務取扱
12	田嶋 修			芦屋市教育委員会教育部社会教育室長